

税務の専門家が語る

事業承継税制を

# 適用すべき会社と 適用すべきでない会社

～円滑な事業の承継に向けて～

受講料  
無料

あなたの会社の事業承継は終わっていますか？承継が終わってればこのセミナーは必要ありませんが、もしそうでなければ、あなたの会社に、千載一遇のチャンスが到来したかもしれません。平成30年度税制改正により事業承継税制が抜本的に改正され、2022年12月までに「特例承継計画書」を長野県に申請し、確認書を交付されることにより、事業承継時の納税負担がゼロになるなど、将来の納税不安を大幅に軽減できる事業承継税制が活用できます。但しこの税制を適用するには、それなりの手続きが必要であり、この税制を適用すべきかどうかはケースバイケースであるといえます。

そのため、この税制について「誰に」「いつ」「何を」「どのようにして」事業承継に取り組んでいくのか設例を用いながら具体的な取り組み方法について研修いたします。

## 内容

- ①事業承継の方法について  
(親族、従業員、M&A)
- ②事業承継税制を活用してメリットのある会社は
- ③平成30年度事業承継税制の概要
- ④具体的な適用の方法について  
(主に特例承継計画書について)

平成30年

●開催日時: **9/19** 水

午後3時30分～5時

●会場: 松本商工会館 6階 会議室  
(松本市中央1-23-1)

●講師: 関東信越税理士会松本支部派遣税理士 水城由貴氏 (公認会計士・税理士)

●受講料: 無料

●定員: 70名 (定員になり次第締め切ります)

●お申込み: 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込ください。

●お問い合わせ先: 松本商工会議所 中小企業振興部 赤羽 栗林 (TEL: 32-5350)

主催 **松本商工会議所 産業政策委員会 / 中小企業振興部** 〒390-8503 松本市中央1-23-1  
TEL: 32-5350 FAX: 32-1482

## 受講申込書

FAX: 0263-32-1482 E-mail: soudan@mcci.or.jp

事業所名		業種 (営業内容)	
所在地	(〒 - )		
代表者名		参加者名①	
電話番号		参加者名②	

【個人情報の利用目的について】

本申込書で得ました個人情報につきましては、下記の利用目的の範囲でのみ利用致します。  
①申込者の本人確認 ②アンケート実施等による調査研究 ③関連セミナー、イベントのご案内送付

松本商工会議所  
(中小企業振興部) 行

**FAX.0263-32-1482**